

令和7年度一般財団法人常陸大宮市観光物産協会 賛助会員会次第

日 時 令和7年11月4日(火)

午後6時00分～

場 所 市役所2階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 幹事選出

4. 報 告

(1) 令和7年度一般財団法人常陸大宮市観光物産協会事業について
・広報宣伝事業

(2) 地域観光魅力向上事業について
・竹林整備事業 日中コンテンツ

(3) ひたち大宮辰ノ口桜まつり協賛依頼について

5. その他

6. 閉 会

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会賛助会員規程 抜粋

（賛助会員会）

第8条 観光物産協会の事業及び運営に関し、賛助会員の意見を集約し、理事長に具申するため、賛助会員会を設置する。

（組織）

第9条 賛助会員会に幹事8名以内を置き、賛助会員会において賛助会員の中から選出する。

- 2 幹事のうち、1名を代表幹事、1名を副代表幹事とし、幹事の互選により選出する。
- 3 代表幹事は、賛助会員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 幹事が任期中に退任した場合における後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第10条 賛助会員会の会議は、原則として年1回以上開催するものとし、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事会は代表幹事が必要と認めたときにこれを招集する。

No.	会員名称	地域	氏名	職名等
No. 1	元気な郷づくり株式会社	大宮	河西 徹	・代表幹事 ・道の駅常陸大宮かわプラザ駅長
No. 2	ひたちおおみや放送局キーデック	大宮	菊池 美也子	・幹事
No. 3	細貝商店	山方	王前 昭英	・幹事
No. 4	割烹 魚政	美和	長岡 久人	・幹事
No. 5	(有)菓子処ふるさわ	緒川	古澤 豊巳	・幹事 ・元常陸大宮市観光協会監事
No. 6	お食事処 思い出	御前山	皆川 隆博	・副代表幹事 ・元常陸大宮市観光協会監事
No. 7	—	—	—	必要に応じて選出
No. 8	—	—	—	必要に応じて選出

令和7年度 一般財団法人常陸大宮市観光物産協会事業について

1 事業	(1) 観光の振興に資する事業 (2) 地場産業の振興に資する事業 (3) まちづくりに資する事業 (4) 公共施設等の管理運営に係る受託事業 (5) 旅行業法に基づく旅行業事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
2 事業の内容	(1) 広報宣伝事業 観光大使、フォトコンテスト、ホームページ及び SNS での情報発信、メディア広告、パンフレットの作製等 (2) 観光コンテンツ造成事業 竹あかり事業、民間観光事業者の誘致、支援等 (3) イベント支援事業 観光イベント（夏まつり、さくら祭り、芋煮会等）及びまちづくりイベント（キラキラタウン等）の共催・後援並びに例祭行事等への協賛（大宮祇園、上小瀬祇園、西塩子の回り舞台等） (4) 特産品振興事業 市産認証制度、特産品開発、特産品事業者支援、販路開拓 (5) ふるさと納税 返礼品の提供、返礼品事業者支援 (6) 公共施設指定管理受託 パークアルカディア（山ゆりほか）、神奉地コミセン、大宮東部コミセン	
3 予算額 （市補助金 予算ベース）	(1) 広報宣伝事業 (2) 観光コンテンツ造成事業 (3) イベント支援事業 (4) 特産品振興事業 (5) ふるさと納税 (6) 公共施設指定管理受託 (7) その他	約 5,000 千円 約 3,000 千円 約 400 千円 約 800 千円 約 2,000 千円 別途指定管理委託料 約 9,200 千円（人件費） 約 1,100 千円（事務経費）
		計 21,500 千円

常陸大宮観光大使募集!



募集締切
令和7年
11月28日

応募資格

- ① 令和8年4月1日現在で年齢18歳以上の方
(ただし、高校生の場合は令和8年3月末に卒業見込みの方)
で茨城県内又は栃木県那須烏山市、茂木町、那珂川町に在住している方
- ② 常陸大宮市等が企画・参加する各種イベント等に勤務できる方
- ③ 普通自動車運転免許を取得している又は令和8年3月末までに取得予定の方
- ④ 家族及び勤務先等からの理解・協力を得られる方
- ⑤ 令和8年4月1日現在で他自治体における同様業務の残任期間がない方
- ⑥ 常陸大宮市を愛している(くれる)方

応募方法

- ① 常陸大宮観光大使募集チラシ裏面の応募用紙又は市販の履歴書に必要事項を記入の上、写真2枚(一人で撮影されたもので大きさはL版程度とし、全身・上半身を撮影したもの各1枚)を添付し、直接応募先まで持参するか郵送してください。
- ② 「応募の動機」と「他のミス・観光大使等の経歴」のある方は必ず明記してください。
- ③ 応募者が未成年の場合は、保護者の承諾書(任意様式)を1部添付してください。
- ④ 写真は返却できません。

勤務内容

- ① 当観光物産協会や常陸大宮市等が県内外で実施する観光キャンペーン等でPR活動を行う。
- ② SNSを利用し、常陸大宮市の魅力発信に努める。

服装

夏・冬の制服を支給

契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

勤務日

年間を通し当観光物産協会が指定した日(年間20日程度)
※主に土日祝祭日

報 奨 金

15万円(各年度末に5万円ずつ支給)

日 当

終日 1万円

半日 5千円

募集人数

2人

応募先

〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6
一般財団法人常陸大宮市観光物産協会事務局
(常陸大宮市商工観光課内)
☎ 0295-52-1111 FAX 0295-52-2250
E-mail syokokan@city.hitachiomiya.lg.jp

選考日時

令和7年12月中旬予定

選考方法

面接による審査

選考結果

令和8年1月

私がおすす
めしたい

観光
スポッ
ト

常陸大宮市観光 フォトコンテスト

2025

募集
期間

11/3 Mon. 2025
～12/26 Fri.

入
賞

最優秀賞 賞金 2 万円
優秀賞 賞金 1 万円
入選 賞金 5 千円



ホームぺージ



Instagram

主催：(一財)常陸大宮市観光物産協会 〒319-3111 常陸大宮市山方530 ☎ 0295-57-3325 後援：常陸大宮市

05 スケジュール

常陸大宮市観光物産協会様 スケジュール	2025年9月				2025年10月				2025年11月				2025年12月				2026年1月				2026年2月				2026年3月			
	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週
要件定義・戦略設計																												
WEB / SNS戦略設計																												
素材・情報の事前共有																												
取材																												
動画・写真構図検討																												
取材日程調整																												
取材・撮影																												
サイト制作																												
サイト構成構築																												
デザイン案作成																												
テスト環境整備																												
原稿作成																												
テストサイト完成																												
テストアップ確認・修正																												
外部連携																												
SNSアカウント開設・紐付け																												
GBP新設・オーナー権限付与																												
SNS用動画作成																												
サイト切り替え・運用																												
サイト切り替え																												
SNS運用																												
運用初期レポート																												

SNS 情報発信について

(一財) 常陸大宮市観光物産協会アカウントとして Instagram 及び TikTok を運営中。

Instagram



TikTok



「QR コードからフォローをお願いします」



竹林に宿る記憶と未来 ～ひたち大宮 DRAGON BAMBOO～

常陸大宮市辰ノ口の久慈川沿いには、約10万㎡におよぶ真竹の竹林が広がっています。全国でも有数の規模を誇るこの竹林は、文久2年(1862年)、度重なる川の氾濫から防地を作るため、村人・木村弥次衛門が竹を植えたことが始まりといわれています。

竹林は水害を防ぐだけでなく、竹材として村に利益をもたらし、良質な真竹は、大正・昭和両天皇の大葬にも使われるなど、地域の誇りとして受け継がれてきました。

しかし、時代の変化とともに竹の需要は減少し、昭和末期以降、竹林の荒廃が進んでいました。この状況を受け、辰ノ口の住民たちは「辰ノ口竹林再生プロジェクト」を立ち上げました。竹林の整備を通じて、地域資源を次世代へと引き継ぎ、暮らしと自然がつながる新たな地域づくりを目指しています。

そしてこの竹林を舞台に、幻想的な光の演出によって新たな魅力を引き出すのが、日本発・世界初の竹あかり演出家集団「CHIKAKEN(ちかけん)」です。地域住民とともに、竹の持つ温もりと光の美しさを融合させた空間づくりを通して、地域の記憶と未来を照らします。

実施までの取り組み

住民説明の実施

地域住民の皆さんを丁寧に説明会を開催し、本事業の目的や内容について理解を深めていただきました。住民全体によるコンテンプツづくりの第一歩となりました。



竹林の整備

専門事業者の協定支援のもと、地域住民を中心にボランティアも参加し、竹林の伐採や清掃などの整備作業を行いました。



竹あかりワークショップ

ライトアップの要となる竹あかりは、制作体験を通して地域の文化とともに、ワークショップ形式で手作りしました。イベント前から地域の賑わいを高める取り組みとなりました。



竹あかりの設置・点灯

ワークショップで制作した竹あかりは、実際に会場へ設置されました。昼間や夜間も地域の皆さんと協力して行い、イベント全体を通じて地域の一体感が生まれました。



プロジェクトの結果

地域住民の郷土愛の醸成

地域住民自身が企画・運営に携わることで、竹林への愛着と郷土への誇りが育まれました。



来場者数 13,450名

本イベントを目的に、全国各地から13,450名が来場。地域の魅力が広く発信されました。

メディア露出多数

全国放送のテレビ番組や新聞など、多くのメディアに取り上げられ、注目を集めました。

埋もれていた地域資源を観光資源に!



独自性

平地に真竹が群生する竹林という稀少性を活かした取り組み

新規性

放置竹林を再生させて、観光コンテンツへと展開させる挑戦

持続可能性

地域住民が中心となり、竹林の整備からイベント運営までを担う持続可能な体制づくり

収益性

日本発・世界初の竹あかり演出家集団「CHIKAKEN」とのコラボレーションにより、有料コンテンツとしてイベントを開催

放置されていた竹林が、地域住民の力で再生され、観光の核へと生まれ変わった
—— そのストーリーこそが、本事業の最大の価値です。

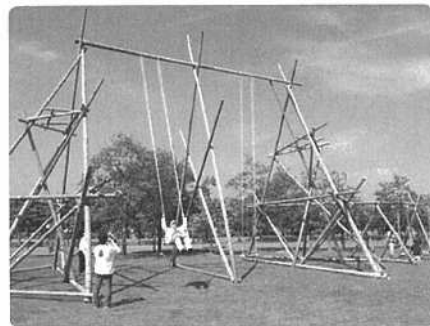
入場無料

ドラゴンバンブー the DAY 2025

11.22 土 - 30 日

10:00~15:30

辰ノ口親水公園（常陸大宮市辰ノ口1339-2）



竹林の中に、ロープアスレチックやジャングルジム、ブランコが登場！
子どもから大人まで楽しめる、期間限定の遊び場です。



50食限定の新そば試食会
を開催！

開催日／11月22日 11時～



茨城大学茶道部によるお
茶会を竹林で。

開催日／11月22日 12時～



お腹が空いたらキッチン
カーで腹ごしらえ。

開催日／11月22日・23日

主催

（一財）常陸大宮市観光物産協会



0295-55-8073



詳細

ひたち大宮 DRAGON BAMBOO

ボランティア募集

日本一の竹林

創りませんか



竹林間伐整備

間伐し
景観を整えます



竹あかり制作

会場に飾る
竹あかりの制作です



竹あかり
設置・撤去

主催

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会（常陸大宮市商工観光課内）

〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

☎ 0295-55-8073

申込・詳細はこちら ➡



※画像はイメージです

WORKS HOP

竹あかり制作ボランティア

竹あかり制作の詳しい情報はこちら

常陸大宮市
観光物産協会
公式 SNS



間伐した竹材を使ったアート制作

3月下旬から開催予定の「ひたち大宮 DRAGON BAMBOO」に
飾る竹あかりを作り、みんなで日本一の竹林にしましょう！

場 所 辰ノ口親水公園内竹林、旧大賀保育所ほか

参加費 無料

指 導 株式会社 ちかけんプロダクツ

Schedule ① 9:00～12:00 ② 13:30～16:30

2025

12/20(土) 12/21(日)

2026

1/24(土) 1/25(日) 1/31(土) 2/1(日)
3/7(土) 3/8(日) 3/14(土) 3/15(日)

各回
30名

主 催

ひたち大宮辰ノ口桜まつり実行委員会

問合せ

常陸大宮市商工観光課
TEL 0295-55-8073



申込フォーム

ひたち大宮辰ノ口桜まつり開催要項

- 1 行事名 第17回ひたち大宮辰ノ口桜まつり
- 2 目的 辰ノ口親水公園の堤防には、約1.3kmにわたって桜づつみが広がる。桜の開花時期にあわせ「桜づつみライトアップ」、「竹あかりイベント」、「花火大会」等を同時開催し、新たな観光資源の開発と観光誘客を図ることを目的とする。
- 3 開催期間 令和8年3月28日（土）～令和8年4月19日（日）予定
※期間中ライトアップ（開花状況により変更あり、雨天中止）
- 4 点灯区間 行 灯 区 間・・・桜づつみ全線（1,300m）
スポットライト・・・桜づつみ一部区間（600m）
竹あかり区間・・・辰ノ口親水公園内竹林（約1万3千㎡）
- 5 イベント 令和8年4月4日（土）（雨天順延）
○観光大使撮影会 16:00～17:00
○飲食ブース 16:00～21:00
○竹あかりイベント 18:00～21:00
○花火大会 19:00～19:30
- 6 会 場 辰ノ口親水公園内（常陸大宮市辰ノ口1339-2）
- 7 主 催 ひたち大宮辰ノ口桜まつり実行委員会
共 催 一般財団法人 常陸大宮市観光物産協会
辰ノ口親水公園、道の駅常陸大宮～かわプラザ～
協 力 辰ノ口区、岩崎区、辰ノ口堰土地改良区
- 8 問合せ先 ひたち大宮辰ノ口桜まつり実行委員会事務局（常陸大宮市商工観光課内）
TEL：0295-55-8073 FAX：0295-52-2250



一般財団法人常陸大宮市観光物産協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人常陸大宮市観光物産協会定款第35条第3項の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 一般財団法人常陸大宮市観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）に賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員申込書（様式第1号）により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込みを承認したときは、理事会に報告するものとする。

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、賛助会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。次号において単に「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（次号において単に「暴力団」という。）と密接な関係を有する者
- (2) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が事業活動を支配する団体

(賛助会費)

第4条 賛助会費は、1口5,000円とする。

2 賛助会員は、事業年度ごとに1口5,000円以上の賛助会費を毎年度5月末日までに納入しなければならない。ただし、新たに賛助会員となった者については、入会申込日の属する月の翌月末日までに、その年度の賛助会費を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 賛助会員が死亡又は失踪宣言を受け、若しくはその団体が消滅したとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 第7条の規定により賛助会員から除名されたとき。

(退会)

第6条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を理事長に提出し、任意に退会するこ

とができる。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上による議決に基づき、除名することができる。

- (1) 観光物産協会の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 観光物産協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(賛助会員会)

第8条 観光物産協会の事業及び運営に関し、賛助会員の意見を集約し、理事長に具申するため、賛助会員会を設置する。

(組織)

第9条 賛助会員会に幹事8名以内を置き、賛助会員会において賛助会員の中から選出する。

- 2 幹事のうち、1名を代表幹事、1名を副代表幹事とし、幹事の互選により選出する。
- 3 代表幹事は、賛助会員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 幹事が任期中に退任した場合における後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 賛助会員会の会議は、原則として年1回以上開催するものとし、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事会は代表幹事が必要と認めたときにこれを招集する。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。